

令和7年11月1日

各事業主 殿

野尾鷲労働基準協会

小型車両系建設機械(解体用)運転特別教育の実施について
(整地・運搬・積み込み用及び掘削用特別教育を修了した方)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、**機体重量3トン未満の車両系建設機械(解体用)の運転業務**に従事する労働者は、労働安全衛生法第59条に基づき所定の特別教育を修了した者でなければ業務に就くことができません。この教育の実施者であります事業主に代わって、下記のとおり実施します。

募集人員は少数ですが、この機会にぜひ関係従業員を受講させていただきようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和7年12月4日(木)午前9時00分から午後3時00分
(学科・実技)
※ 開講 20分前から受付けます。
- 2 会 場 (学科) 熊野建設業会館 2階 研修室 (熊野市井戸町井土 351-2)
(実技) 熊野市防災公園 防災倉庫前 (所在地:熊野市有馬町 3537)
- 3 教育科目 (学科・実技教育) 教育カリキュラムの通り
- 4 受講料 1名につき 15,000円
- 5 定員 先着 7名 (7名になり次第 締め切ります)
- 6 受講申込締切日 令和7年11月14日(金)
- 7 受講申込方法 ①別紙申込書に受講料を添えて熊野尾鷲労働基準協会に申し込んで下さい。
②申込締切日以後に受講の取り消し又は欠講の場合、原則として受講料の払い戻しは致しません。
- 8 修了証の交付 全時間、受講された方に修了証を交付いたします。
なお、学科講習後に確認テストを行います。
- 9 受講の注意事項 学科携行品は、筆記用具、ノート
実技の受講は、作業衣、保護帽(又は作業帽)、安全靴着用して下さい。
※ テキストは、**整地等の特別教育を受講したときのものを持参ください。**
なくした場合、ない場合は、連絡してください。学科当日会場でお渡します。

申込先	〒519-4324 熊野市井戸町井土 351-2 TEL 0597-85-3489 FAX 0597-89-7007
銀行振込を行われる場合の振込先	
百五銀行熊野支店・普通(口座番号) 334767 熊野尾鷲労働基準協会	

小型車両系建設機械(解体用)特別教育カリキュラム

熊野尾鷲労働基準協会
令和 7 年 12 月 4 日

場 所 学科:熊野建設業会館 2 階 ・ 実技:熊野市防災公園

12 月 4 日 (木)	時間	教育内容	講師
	8:40～8:50	受付	熊野尾鷲労働基準協会
	8:55～9:00	開講あいさつ	熊野尾鷲労働基準協会
	9:00～10:00	① 建機の作業に関する装置の構造、取扱い 及び作業方法に関する知識	講師
	10:00～10:10	休憩	
	10:10～10:40	② 建機の運転に必要な一般的事項に関する知識	講師
	10:40～11:10	③ 関係法令	講師
	11:10～11:20	休憩	
	11:20～11:30	学科試験	熊野尾鷲労働基準協会
	11:30～12:30	昼食・休憩(実技会場へ移動含む)	
	12:30～13:30	実技 ① 建機の作業のための装置の操作	講師
	13:30～13:40	休憩	
	13:40～14:40	実技 ② 建機の作業のための装置の操作	講師
	14:40～15:00	修了式	熊野尾鷲労働基準協会

小型車両系建設機械（解体用）運転特別教育申込書

令和7年12月4日

※No.	氏 名	ふ り が な	生 年 月 日	現 住 所
			S H	〒
			S H	〒
			S H	〒
			S H	〒
			S H	〒
			S H	〒
			S H	〒
			S H	〒

上記のとおり受講料等 名分金 円を添えて申込みます。

令和 7 年 月 日

事業場名	名 称	
	所 在 地	〒
	担 当 者	
	T E L	
	F A X	

熊野尾鷲労働基準協会長殿